平成２１年（フ）第４４３号
大阪市平野区長吉六反２丁目12番12号　福寿第三文化Ａ204、申立時の住所大阪府南河内郡河南町大字寛弘寺448番地の３
破産者　池田　文一
１　決定年月日　平成22年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第６２９号
兵庫県尼崎市西御園町100番地　寺町ハウス301号、開始決定時の住所堺市堺区五月町５番８号
破産者　楠田　**棭**雄
１　決定年月日　平成22年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１４０号
大阪府松原市一津屋４丁目３番８―102号、旧営業所大阪市生野区生野西４丁目12番23号、開始決定時の住所大阪府羽曳野市高鷲７丁目１番４号
破産者　日昭美術印刷社こと　小川　昌弘
１　決定年月日　平成22年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１６８号
大阪府南河内郡河南町大字大ヶ塚355番地
破産者　浅尾　良彦
１　決定年月日　平成22年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５３１号
大阪府松原市上田４丁目693番地　サンウエスト505号室、開始決定時の住所大阪府南河内郡河南町さくら坂１丁目６番17号
破産者　笠原　敦勇
１　決定年月日　平成22年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５３２号
大阪府松原市上田４丁目693番地　サンウエスト505号室、開始決定時の住所大阪府南河内郡河南町さくら坂１丁目６番17号
破産者　笠原由美子
１　決定年月日　平成22年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１６２１号
堺市中区宮園町６番５―210号
破産者　藤岡　八重
１　決定年月日　平成22年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７３９号
大阪府柏原市玉手町21番２―302号、旧事業所大阪府藤井寺市岡２―１―53　岡本ハイツ２Ｆ
破産者　スクールＩＥ藤井寺校こと　山田　巌
１　決定年月日　平成22年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１７８９号
大阪府藤井寺市大井４丁目11番30―105号、開始決定時の住所大阪府藤井寺市北條町14番２号
破産者　前田　義徳
１　決定年月日　平成22年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第２８１号
奈良県御所市竹田25―１シャルマン竹田Ａ棟205号室、住民票上の住所奈良県大和高田市大字根成柿380番地の１―Ｃ211号室
破産者　藤本　　久
１　決定年月日　平成22年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第８３号
和歌山県西牟婁郡上富田町南紀の台39番１号
破産者　武田美貴子
１　決定年月日　平成22年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２１年（フ）第１１６７号
広島市東区牛田中１丁目６番18―304号翠光苑
破産者　丹野　　潔
１　決定年月日　平成22年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７９６号
広島市東区中山上２丁目32番14号Ａ－１
破産者　西村　　正
１　決定年月日　平成22年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８４８号
広島県廿日市市前空４丁目２番15号
破産者　蛎田　博史
１　決定年月日　平成22年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３２０１号
北海道北広島市西の里507番地１　北海道リハビリーエイト寮
破産者　萬田　直美
１　決定年月日　平成22年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第７８２号
岩手県久慈市山形町川井第10地割59番地９
破産者　髙屋敷潤子
１　決定年月日　平成22年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１７号
宮城県柴田郡大河原町字西浦72番地１
破産者　小原　弓枝（旧姓佐藤）
１　決定年月日　平成22年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第２３６号
福島県いわき市植田町中央２丁目９番地の３
破産者　鈴木　繁樹
１　決定年月日　平成22年４月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部